

兵庫県子育て応援協定要綱

(目的)

第1条 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに向け、県が子育て応援に積極的に取り組む企業等と協定を結び、県民に周知するなどにより企業等の子育て支援を促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この事業が対象とする企業等は、県内に主たる事業所又は支店等を有し、事業活動を行う者、県内に店舗を有する者、及び県内で事業活動を行う者で構成する事業者団体をいう。

(協定締結要件)

第3条 県は、次の要件を満たす企業等と協定を締結するものとする。ただし、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画の策定対象となっている事業主については、これに加え、行動計画の策定を要件とする。

(1) 次に掲げるもののうち、2つ以上の取り組みを行っていること。

①子育てと仕事が両立できる職場環境の整備

②地域における子育ての支援

③若者の職業的自立の支援

④独身男女の出会いの場づくり

⑤出産・育児等を理由に退職した女性等の再雇用の支援

⑥その他子育て支援の積極的取り組み

(2) 「少子対策・子育て支援推進員」を設置し、従業員への協定内容の周知や県が行う少子対策・子育て支援事業への協力、地域における子育て支援活動の推進を図ること。

(申込み)

第4条 前項の協定を締結しようとする企業等は、知事に、子育て応援協定申込書(様式1)を提出するものとする。

(協定締結)

第5条 知事は、申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、第3条に掲げる要件を満たしている場合には、子育て応援協定(様式2)を締結する。

2 協定の締結期間は、協定を締結した翌年度の末日とする。

なお、県及び企業等の協議により、これを更新することができる。

(広報及び支援等)

第6条 県は、広報誌、県ホームページへの掲載や紹介冊子の作成等により、協定を締結した企業等を県民に周知するとともに、企業等により子育て支援に関する情報を提供する。

2 企業等は、自社のホームページや商品パッケージ、広告等に、子育て応援協定締結企業等であることを表示することができる。

(取り組み状況の報告)

第7条 協定を締結した企業等は、毎年度、翌年度の4月末日までに、子育て応援取り組み状況報告書(様式3)により、知事に報告しなければならない。

(協定の解除)

第8条 知事は、協定を締結した企業等が、この要綱で定める取り組みを行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他協定企業として適当でなくなると認められる場合に、協定を解除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月15日から施行する。